

事務連絡  
令和3年7月9日

保護者の皆様へ

東村山市 子ども家庭部  
地域子育て課長 榎本 文洋

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けた  
保育園等における対応について

日頃より当市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、皆様も報道等でご承知のとおり、7月8日に国において緊急事態宣言の発令が決定されました。これを踏まえて市内保育園等においては、感染予防対策に万全を期すよう努めながら運営を継続してまいりますが、保護者の皆様におかれましては、同宣言の趣旨を踏まえ、お子様の健康と安全をお守りいただくため、引き続き感染拡大防止へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市内保育園等において感染者が発生した場合には、臨時休園とする場合があることにつきましても、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

昨今感染が拡大していると言われている新型コロナウイルスの変異株については、従来のウイルスと比較し感染力が強く、若い世代にも罹りやすく重症化しやすい等の報道もあることから、各ご家庭におかれましても、健康管理に十分にご留意いただきますよう、お願いいたします。

**【担当】**

地域子育て課 地域支援係  
TEL : 042-393-5111(代) (内線 3263)